



答 申

議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について
取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

令和7年3月10日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会
会長 高 瀬 利 也

議会改革検討協議会では、令和5年6月の設置以降、各会派等から提案がなされた全21項目について、現状や課題等の整理、見直しの可否、考え方など様々な検討・協議を重ね、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

I 見直すべき項目（8項目）

1 県内大学との連携

学生の政治参画への意識啓発や議会活動の活性化を図るため、他県で実施されている学生と議員との意見交換等の取組も参考とし、県内大学と連携した取組を実施することが適当である。

2 小学生の社会見学（議会棟見学）の充実

若い世代への情報発信を強化するため、現行の小学生の社会見学での議会棟見学受け入れにおいて、県議会の役割や仕組みをより理解しやすいよう内容を充実させるとともに、多くの小学校に訪問してもらえるよう当取組の周知を強化することが適当である。

3 委員会等視察時における配付物の見直し

ペーパーレス化の進展に伴い、委員会等の調査視察時において、資料の電子化を進めるとともに、筆記用具等の配付を廃止することにより、経費削減を図っていくことが適当である。

4 職員の働き方改革【令和6年3月答申済み】

5 参与員の議場、委員会室への公用モバイルパソコンの持ち込み

【令和6年3月答申済み】

6 議会中継（録画映像）再生機能の高性能化【令和6年3月答申済み】

7 県議会棟のバリアフリー対策の推進【令和6年12月答申済み】

8 県議会のDX推進（AI音声認識システムの導入）

【令和6年12月答申済み】

II 努力すべき項目（3項目）

1 県議会議事録の早期公開

議事録の公開については、現状でも、早期の公開に向けて可能な限りの努力がされているが、引き続き事務局に期間短縮の努力を求めたい。

2 議会本来の目的を踏まえたペーパーレス化の推進

ペーパーレス化については、それ自体を目的化することなく、県議会が適正に役割を果たすことができるよう配慮することとし、その上で、更なる取組が必要と認められるものについては、これを積極的に推進するよう努めることが適当である。

3 タブレット端末を活用した情報伝達の効率化・円滑化

議事録・条例の検索、県議会の申し合わせ事項、政務活動費の基準等の議会・議員活動に関係する情報について、タブレット端末を活用して簡単に確認できるよう、情報の電子化や集約化を進めるなど、更なる情報伝達の効率化・円滑化に努めることが適当である。

III 現行どおりとする項目（10項目）

1 本会議及び委員会における体調管理

本会議及び委員会における、議員及び執行部の体調管理のための水分補給については、病気等により水分補給が必要な場合、申し出による水筒等の持ち込みや途中退席が認められていることから、現行どおりとすることが適当である。

2 常任委員会の一斉開催の見直し

常任委員会の一斉開催の見直しについては、令和3年3月の答申において、「県政の課題について、執行部に質す機会は、本会議など他にもあることから、議員が複数の常任委員会に出席できるよう会期を大幅に延長してまで、常任委員会の分離開催をする必要性があるとは言えず、現行どおりとすることが適当である。」とされた。

また、令和4年12月の答申においても、特段の情勢変化がないことか

ら現行どおりとされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

3 請願者の説明機会の保障

請願者の説明機会の保障については、平成29年3月の答申において、「制度上、請願の説明責任は紹介議員に付与されており、また、必要に応じて参考人としての招致も可能であるため、現行どおりとすることが適当である」とされた。

また、平成30年12月及び令和3年3月の答申においても、大きな事情変更がないことから現行どおりとされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

4 国所管の重要施策に係る説明会の開催

国所管の重要施策に係る説明会の開催については、令和3年3月の答申において、「必要があれば、会派として、執行部に説明を求めたり、直接国に確認することも可能であることから、現行どおりとすることが適当である」とされており、今回も同様の状況であることから、現行どおりとすることが適当である。

5 普通救命講習の実施（定例化）

普通救命講習については、各地域においても講習会等が開催されており、受講を希望する議員がこうした機会を活用できることから、現行どおりとすることが適当である。

6 「議会費」の詳細な予算額の公表

予算額については、他部局と同様に、予算説明書において款、項、目、節の予算額が公開されており、また、情報公開制度を活用して詳細を確認することも可能であることから、現行どおりとすることが適当である。

7 「海外調査に係る議員派遣の取扱い」の見直し

海外派遣については、これまでも目的等に応じて、適正に実施されてきたところであり、今後も必要な派遣は継続すべきであることから、現行どおりとすることが適当である。

8 議会におけるモニター等への投影資料に基づく説明の実施

議会における質問や答弁等は、議事録を閲覧する者のためにも口頭で分かりやすく伝えるよう努めるべきであること、また、参考資料は必要最小限とする申し合わせがあることから、現行どおりとすることが適当である。

9 タブレット端末の操作説明会の定例的な実施

事務局から貸与されるタブレット端末(以下「事務局貸与端末」という。)の操作確認については、議員により操作に不慣れな点が異なるため、個別に事務局等に問い合わせることとし、説明会は各議員が共通して習得すべき事項がある場合など必要に応じて開催すべきであることから、現行どおりとすることが適当である。

10 事務局貸与端末と個人パソコン等との情報連携、利用範囲の拡大

事務局貸与端末の利用にあたっては、「議員用タブレット端末の利用等に関する方針」に基づく運用を徹底すべきであることから、現行どおりとすることが適当である。